

最高裁秘書第1698号

令和2年7月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

6月19日付け（同月22日受付、第020218号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 全国一斉検察起案心得（片面で3枚）
- (2) 第73期 全国一斉検察起案検察修習記録第428号起案要領（両面で1枚）
- (3) 第73期 全国一斉検察起案検察修習記録第429号起案要領（両面で1枚）
- (4) 第73期 全国一斉検察起案検察修習記録第430号起案要領（両面で1枚）
- (5) 第73期 全国一斉検察起案検察修習記録第431号起案要領（両面で1枚）
- (6) 第73期第1クール検察一斉起案（検察修習記録428号）公訴事実（案）
(片面で1枚)
- (7) 第73期第2クール検察一斉起案（検察修習記録429号）公訴事実（案）
(片面で1枚)
- (8) 第73期第3クール検察一斉起案（検察修習記録430号）公訴事実（案）
(片面で1枚)
- (9) 第73期第4クール全国一斉検察起案（検察修習記録第431号）公訴事実
(案) (片面で1枚)

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の(2)から(9)までの各文書には、公にすることにより司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

全国一斉検察起案心得

司法研修所検察教官室

1 内容等

全国の分野別検察実務修習中の司法修習生を対象として、司法研修所が作成した検察修習記録を用いて、一斉に終局処分起案を行う。

2 日時及び場所

- (1) 実施日 令和2年1月8日（水）
着席時刻 午前9時30分
起案時間 午前9時40分から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
(午後零時から午後1時までを昼食時間とし、昼食時間中の起案作成を認める。)
(2) 場所 配属先の各地方検察庁（以下「実務庁」という。）内の指定された会場

3 起案の心得

- (1) 持参する物
ア 答案作成には、黒のペン、ボールペン又はサインペンを使用する。
イ 草稿用として、アのほか、黒以外の色のペン類、鉛筆、色鉛筆、消しゴム、定期及び付箋の使用を認める。
ウ 六法全書（判例付きでないもの）
エ 平成30年版検察講義案
オ 全国一斉検察起案心得
(2) 昼食等
ア 昼食は、午後零時から午後1時までの間に適宜とすること。昼食は各司法修習生において持参するか、又は、実務庁の庁舎内に限り、食堂や売店を利用するのを認める。
イ 飲み物、あめ等の持ち込み及び起案時間中のこれらの飲食は認める。
ウ 昼食時間中の起案は認める。
エ 起案時間中に、隨時、実務庁の庁舎内の喫煙所、トイレに行くことは認める。
(3) 禁止事項
ア 起案時間中（昼食時間中を含む。）の司法修習生同士の談話は、起案会場の内外を問わず禁止する。
イ 起案時間中（昼食時間中を含む。）の携帯電話の使用は、起案会場の内外を問わず禁止する。
ウ パソコン、計算機、電子辞書、修正液、下敷き、クリップ等の私物の使用は禁止する。
エ 起案時間中は、3(1)ウ、エ、オ記載の六法全書、検察講義案、全国一斉検察起案心得以外の資料を会場内に持ち込み、又は会場外において閲読することを禁止する。

4 起案作成の要領

(1) 着席時刻から起案開始まで

- ア 着席時刻までに、指定された席に着席する。
- イ 着席時刻になったら、係員から起案に当たっての注意事項についての係員の説明を聞く。
- ウ 席上に、検察修習記録、起案要領（問題文）、起案表紙、起案用紙が配布されていることを確認する。足りないものがある場合は、係員に申し出て、配布を受ける。

3 (1) アないしオ記載の筆記具、資料等及び認められた飲食物以外のものは起案会場に持ち込まない（会場が司法修習室の場合は、ロッカー又はカバンの中などにしまう。）。携帯電話は、ロッカー又はカバンの中などにしまう。

エ 起案開始の合図があるまで、検察修習記録の中身を見ない。

(2) 起案開始から終了まで

ア 起案開始の合図があったら、起案要領に従い、起案すること。
なお、起案については、パソコンを用いず、手書きで作成すること。

イ 検察修習記録への書き込みを認める。

ウ 配布した検察修習記録、起案要領等を起案会場外に持ち出さない。

エ 昼食等の飲食については、3 (2) 記載のとおりとする。なお、自席以外（食堂は除く。）での飲食は禁止する。

オ 作成した起案は、起案時間中に、表紙を付けてつづりひもで綴り（つづる順序は起案要領に従う。）、通しページ数を記入する。

カ 終了の合図があったら、直ちに起案作成をやめる。

キ 起案終了後は、係員の指示に従い、起案及び使用しなかった起案用紙を提出する。係員が全員の起案等を回収し終わるまで、自席で待機する。なお、その間、司法修習生同士で私語を交わさない。

ク 起案終了時刻前に、起案を終了した者は、係員に告げて、その指示に従い、起案及び使用しなかった起案用紙を提出した上で、会場から退出することを認める（ただし、起案終了時刻15分前以降は、退出を認めない。）。

なお、退出後は指導担当官等の指示に従うこと。執務時間中の帰宅は認められない。

ケ 起案要領、草稿に用いた起案用紙及び検察修習記録を持ち帰ることは認める。
なお、検察修習記録は、後記のとおり、後日回収する。

コ 起案に当たっては、この全国一斉検察起案心得によるほか、各実務庁の指導担当官等の指示に従うこと。

5 その他

- (1) 病気等により、全国一斉検察起案を欠席した者は、速やかに各実務庁の指導担当官に申し出て、検察修習記録の配布を受けること。
- (2) 提出した起案については、司法研修所検察教官が添削した後、返却する。また、分野別検察実務修習期間中に、司法研修所検察教官による起案の講評が予定されて

いるので出席すること。

(3) 配布された検察修習記録は、分野別検察実務修習期間中に回収するので、各実務
庁の指示に従い提出すること。それまで各司法修習生の責任において検察修習記録
を保管すること。

なお、検察修習記録のコピーを作成することは厳禁とする。

以 上

第73期 全国一斉検察起案

検察修習記録第428号起案要領

(令和2年1月8日即日起案)

司法研修所検察教官室

第73期 全国一斉検察起案

検察修習記録第429号起案要領

(令和2年3月4日即日起案)

司法研修所検察教官室

第73期 全国一斉検察起案

検察修習記録第430号起案要領

(令和2年4月27日即日起案)

司法研修所検察教官室

第73期 全国一斉検察起案

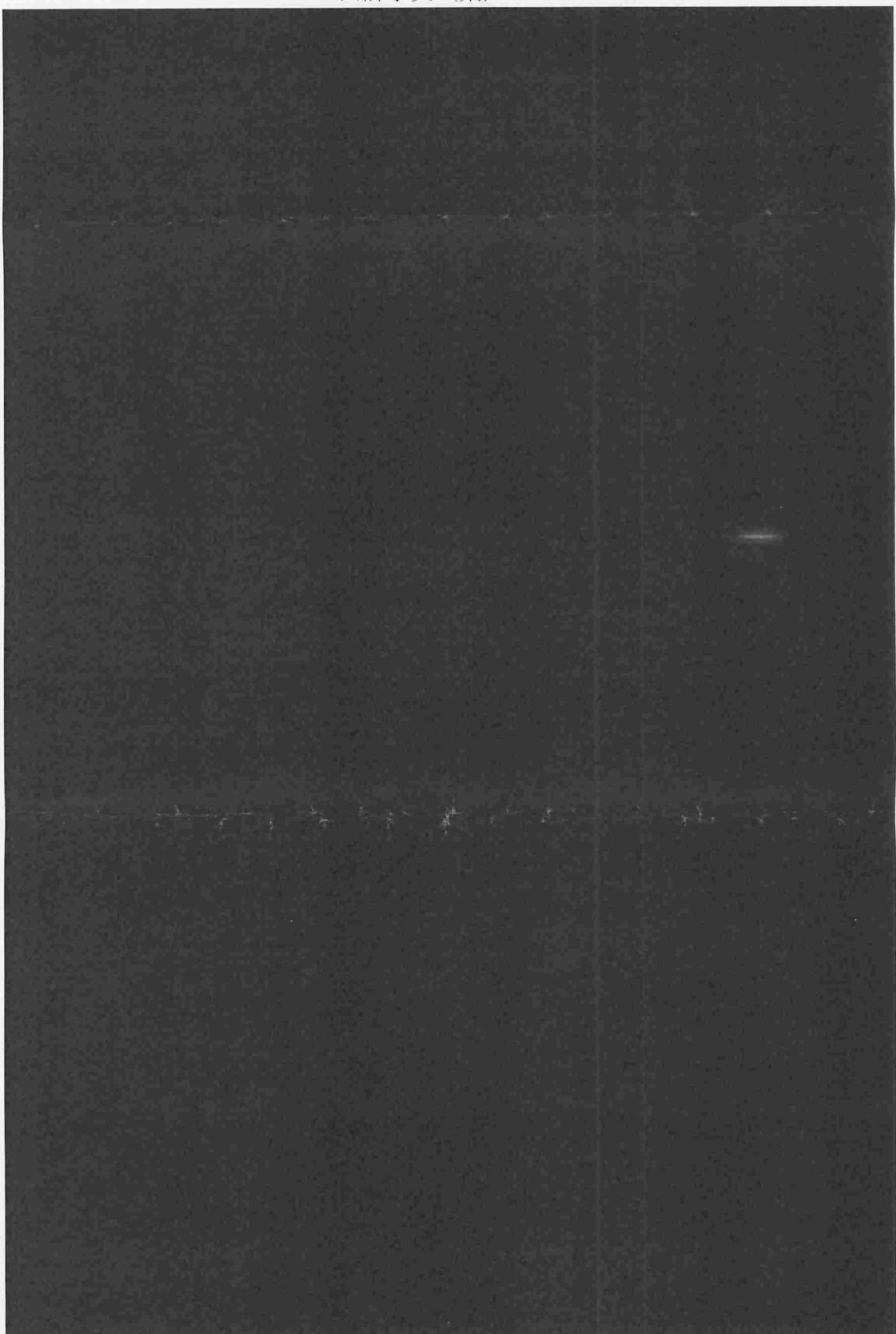
検察修習記録第431号起案要領

(令和2年6月23日即日起案)

司法研修所検察教官室

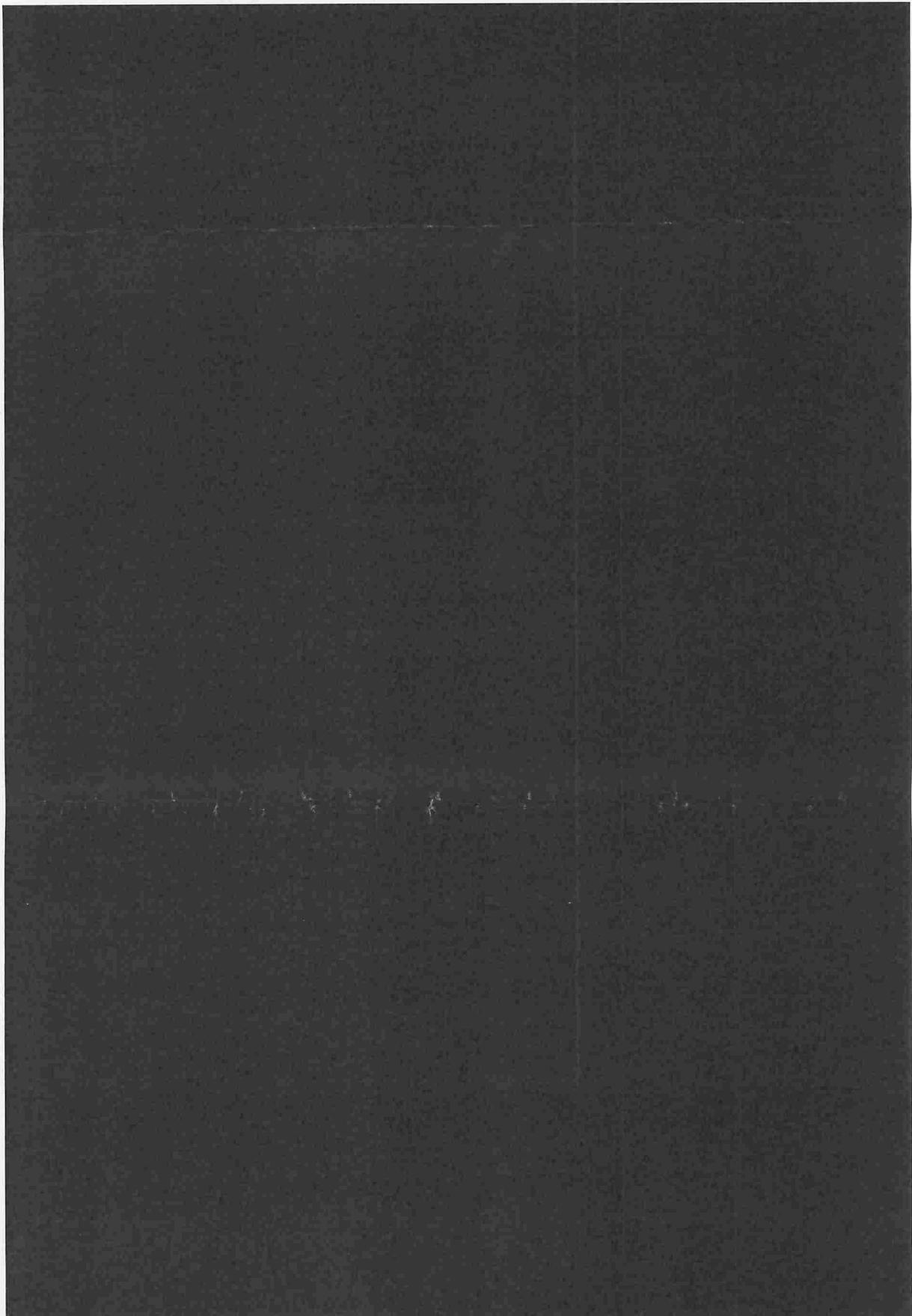
第73期第1クール検察一斉起案（検察修習記録428号）

公訴事実（案）



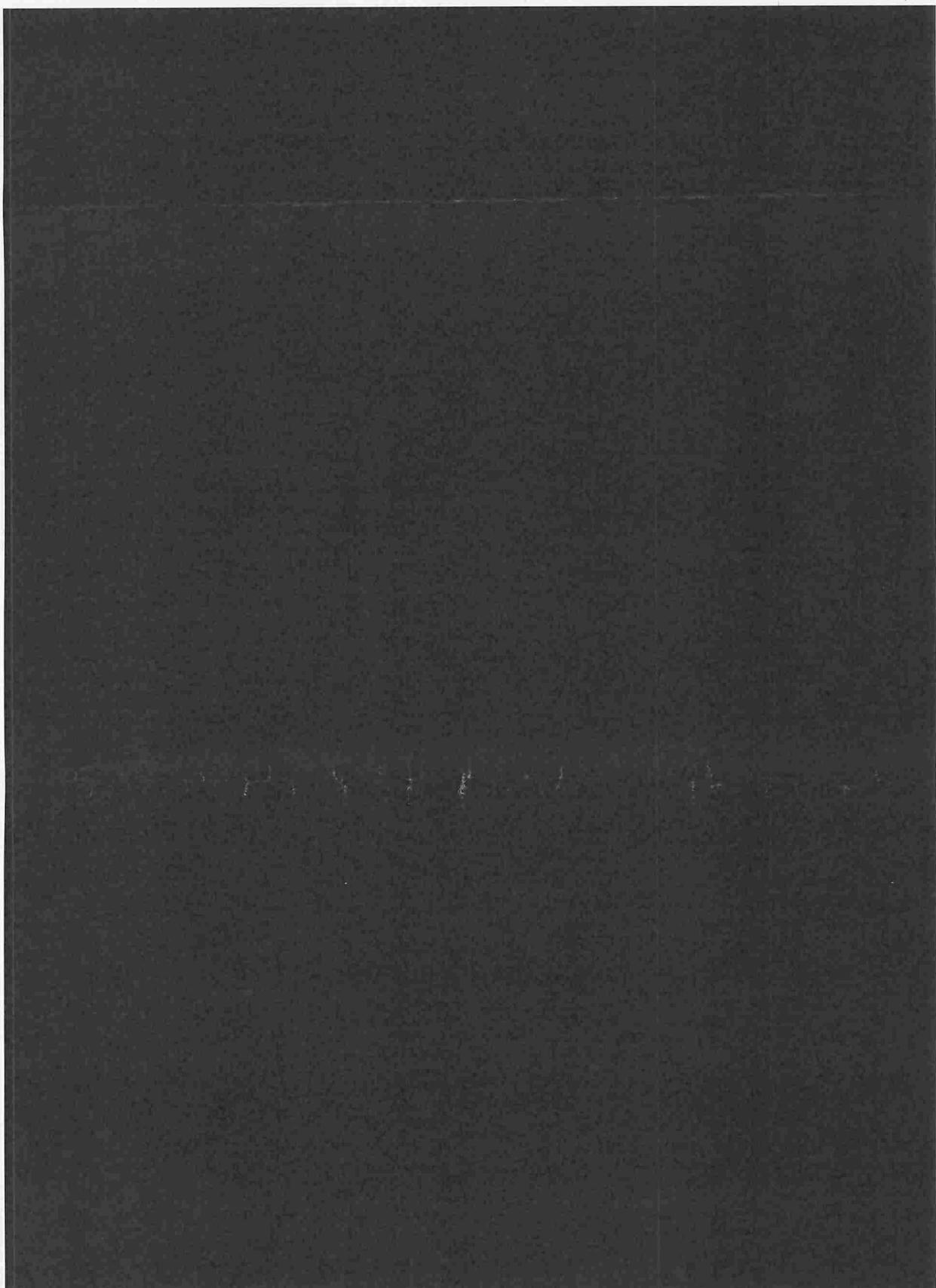
第73期第2クール検察一斉起案（検察修習記録429号）

公訴事実（案）



第73期第3クール検察一斉起案（検察修習記録430号）

公訴事実（案）



第73期第4クール全国一斉検察起案（検察修習記録第431号）

公訴事実（案）

